

いちご一会とちぎ大会宿泊・輸送計画（第1次）策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

令和4（2022）年に栃木県で開催するいちご一会とちぎ大会に参加する選手団等の宿泊・輸送業務を円滑かつ効率的に実施するため、宿泊・輸送計画（第1次）策定業務を実施するに当たり、プロポーザルを実施し、本業務を確実に遂行できる事業者（共同企業体）を選定する。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 業務名 | いちご一会とちぎ大会宿泊・輸送計画（第1次）策定業務 |
| (2) 業務内容 | 別添1「いちご一会とちぎ大会宿泊・輸送計画（第1次）策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約した日から令和3（2021）年3月15日（月） |
| (4) 委託料限度額 | 7,590,000円（消費税及び地方消費税含む。） |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
（栃木県国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課 宿泊・輸送担当）
栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁北別館3階
電話 028-623-3846 FAX 028-623-3527
電子メール shisetsuchosei@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

参加者は共同企業体を構成し、その構成に当たっては、栃木県内に本社を有する事業者を1人以上構成員とすること。また、代表構成員は、以下のすべての要件を満たすこととし、その他構成員については、(1)から(5)までの要件を満たしていること。

なお、一提案者が複数の企画提案をすること、及び代表構成員又はその他の構成員として複数の提案をすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録があること、又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める許可のうち、第3条第1項第1号口の許可を受けていること。ただし、代表構成員については、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種旅行業者の登録がある者とする。
- (6) これまでに国又は地方公共団体が発注する全国障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会と同種

の大規模大会又は類似の業務の受託実績があること。

「同種の大規模大会」：国民体育大会、インターハイ等の全国規模のスポーツ大会

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和2 (2020) 年4月24日 (金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和2 (2020) 年4月30日 (木) 午後5時必着
ウ 質問に対する回答	令和2 (2020) 年5月8日 (金)
エ 参加表明書の提出期限	令和2 (2020) 年5月15日 (金) 午後5時必着
オ 参加資格審査結果通知書の交付	令和2 (2020) 年5月19日 (火)
カ 企画提案書の提出期限	令和2 (2020) 年5月22日 (金) 午後5時必着
キ 審査結果の通知・公表	令和2 (2020) 年6月上旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和2 (2020) 年4月24日 (金) ～令和2 (2020) 年5月15日 (金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 配布場所：上記2 (5) の担当所属で配布するほか、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ウェブサイトからダウンロードできる。
URL：<https://www.tochigikokutai2022.jp/>

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式1)により電子メール又はFAXにより提出すること。

- ア 受付期間：令和2 (2020) 年4月24日 (金) ～令和2 (2020) 年4月30日 (木) 午後5時必着
- イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2 (5) に提出すること。
- ウ 回答期日：令和2 (2020) 年5月8日 (金)
- エ 回答方法：回答はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ウェブサイト(4 (2) イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

- ア 提出書類：
- ・参加表明書(様式2)
 - ・確認書(様式3)
 - ・共同企業体協定書の写し(様式4)
- イ 提出期限：令和2 (2020) 年5月15日 (金) 午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ウ 提出場所：2 (5)
- エ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和2 (2020) 年5月22日 (金) 午後5

時までには辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 参加資格審査結果通知書の交付

提出された参加表明書等により、資格審査を行う。審査結果はすべての参加表明書提出者に対し、令和2（2020）年5月19日（火）までに電子メールで通知する。

(6) 企画提案書の提出

上記4（5）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、仕様書及び別添2「いちご一会とちぎ大会宿泊・輸送計画（第1次）策定業務委託企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書（様式5）を作成し、次により提出すること。

ア 提出期限：令和2（2020）年5月22日（金）午後5時必着

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数：紙媒体10部（正本1部及び副本9部）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 選定委員会の開催

審査に当たってはいちご一会とちぎ大会宿泊・輸送計画（第1次）策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催する。

(2) 審査基準

別添3「いちご一会とちぎ大会宿泊・輸送計画（第1次）策定業務委託プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 審査方法

書類選考

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。
- イ 該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- ウ イの場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、その中から選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- エ 平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積額が2(4)の金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目についていちご一会とちぎ国体・とちぎ大会公式ウェブサイトにて公表する。

- (1) 契約候補者の名称
- (2) 参加者の数

7 契約手続

- (1) 契約候補者と県実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。